

横浜市「まちの避難経路」行き止まり改善事業補助金交付要領

制 定 平成27年4月1日 都防第1052号（局長決裁）
最近改正 令和7年3月28日 都防第1620号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第1号に定める「まちの避難経路」行き止まり改善事業の補助金の交付及びその事務手続に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- （1） 行き止まり改善 地震・火災等の災害時に、行き止まりの通路を通り抜けるために必要な通路や、円滑な避難と安全性を確保するための階段、スロープ、扉、手すり等を整備することをいう。
- （2） 付帯工事 行き止まり改善を行うために付帯して必要となる工事をいう。
- （3） 関係権利者 事業を行おうとする土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権など、行き止まり改善に関する承諾が必要となる権利を有する者をいう。

（補助の要件）

第3条 補助対象となる事業の要件は、要綱第4条による。

（補助の対象者）

第4条 補助の対象者は、要綱第6条に基づき、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 自治会町内会等の団体（地域まちづくり組織を含む。）
- （2） 地域まちづくりグループ
- （3） 事業を行おうとする土地又は建築物等の所有者

（補助金の額の算出方法）

第5条 要綱第3条に規定する補助金の額は、予算の範囲内で、別表2に掲げる補助対象事業費に別表3に定める割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。

- 2 補助金の額は、1申請につき別表4に定める額を限度とする。
- 3 別表2に示す行き止まり改善に要する費用は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。
 - （1） 行き止まり改善に要する費用（工事、測量、設計、処分、工事監理、交通誘導員等を含む。）
 - （2） 付帯工事に要する費用
 - （3） その他市長が必要と認める費用
- 4 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が補助対象者である場合は、補助対象工事に係る消費税相当額は、補助対象額に含めることができない。

(交付申請及び交付変更申請)

第6条 要綱第7条第1項及び第2項で定める交付申請にあたって提出する書類は、別表5に掲げる書類とする。

2 要綱第9条第1項及び第2項で定める交付変更申請にあたって提出する書類は、別表6に掲げる書類（当初交付決定を受けた内容で変更がない書類を除く。）とする。

(維持管理等)

第7条 申請者は、事業完了後においても当該補助金の交付の目的が達せられるよう、避難経路の行き止まり改善で整備した施設の維持管理等に主体的に取り組まなければならない。

(実績報告)

第8条 要綱第12条第1項及び第2項で定める実績報告にあたって提出する書類は、別表7に掲げる書類とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

別表 1（第 3 条関係）「まちの避難経路」行き止まり改善事業の要件

整備位置及び内容	・ 地域まちづくりプラン又は身近プランが定められた地域においては、その計画との整合に努めること。
関係権利者の承諾	・ 行き止まり改善を実施する関係権利者の承諾が得られていること。
維持管理等に関する事項	・ 10 年以上維持管理されること。 ・ 関係権利者と自治会町内会等の団体を含み、次の各号に掲げる事項を定めた維持管理等に関する協定を締結するものとする。 (1) 事業の目的 (2) 事業を実施する土地の位置及び区域 (3) 協定書の有効期間 (4) 維持管理に関する事項
整備に対する要望	・ 申請者が自治会町内会等の団体以外の場合、自治会町内会等の団体など地域を代表する組織から整備に対する要望のあるもの。
その他	・ 整備後は、行き止まり改善を実施した避難経路の位置を自治会町内会等の団体が作成した防災マップ等に反映し、地域住民に広く周知するよう努めること。

別表 2（第 5 条第 1 項関係）補助対象事業費

算出方法	・ 行き止まり改善に要する費用の額。ただし、費用は機能上必要と認められる範囲内とする。
------	---

別表 3（第 5 条第 1 項関係）補助対象事業費に乘じる割合

補助対象事業費に乘じる割合	重点対策地域（不燃化推進地域）対策地域	その他の地域
	10分の 9	10分の 5

別表 4（第 5 条第 2 項関係）補助金の上限額

補助金の上限額	重点対策地域（不燃化推進地域）対策地域	その他の地域
	30万円	15万円

別表 5（第 6 条第 1 項関係）交付申請にあたって提出する書類

提出書類	
1	【第 1 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書
2	【第 2 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書
3	事業計画書【別紙 1】
4	案内図、現況写真
5	整備計画図（配置、寸法、仕様等）
6	行き止まり改善を実施する敷地の権利関係を明らかにする書類（市有地を除く。）（土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図等）
7	補助対象事業実施に関する関係権利者の承諾書
8	維持管理等に関する協定書（写し）
9	見積書（2 人以上。補助対象事業費が 100 万円以上の場合は、本社が市内にある事業者に限る。）
10	見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類（補助対象事業費が 100 万円未満の場合は不要）
11	申請者が自治会町内会等の団体以外の場合は、自治会町内会等の団体からの要望書
12	その他市長が必要と認める書類

別表 6（第 6 条第 2 項関係）交付変更申請にあたって提出する書類

提出書類	
1	【第 5 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金交付変更申請書
2	【第 2 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書
3	別表 5 の 3～12 の書類
注) 表の 2 及び 3 に定める書類は、当初交付決定を受けた内容から変更がない書類は省略することができる。	

別表 7（第 8 条関係）実績報告にあたって提出する書類

提出書類	
1	【第 10 号様式】身近なまちの防災施設整備事業完了報告書
2	【第 11 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書
3	契約書等の写し
4	領収書の写し
5	施工写真・完成写真（遠景・近景）
6	その他市長が必要と認める書類